

ウェルフェア イズ ラヴ♡

2025 年 8 月 14 日 号

最近の福祉におけるキニナル話題（福祉の旬トピ🌟）

某全国紙の地域面にて、

医療機器による日常的な介護が必要な「医療的ケア児（医ケア児）」について、災害に備えた非常用電源の確保が進んでいない。停電時に機器を動かすのに必要な「命綱」だが、県が昨年初めて実施したアンケートでは、県内の当事者の約半数が用意できていなかった。

という記事が掲載されていました。

県によると、県内の医ケア児は 2024 年時点で 140 人。県は昨年初めて、医ケア児の災害対策について保護者を対象にアンケートを行い、60 人から得た回答結果を今年 3 月に発表した。

6 割が災害時に「なるべく在宅避難希望で準備している」とした一方で、非常用電源の確保については、「対応していない」が 46.7%と半数近かった。

とのことです。命に直結する問題だけに、早急な対応が求められますね…。県の調査結果報告書はこちら。

[r6 kagawa ikea report.pdf](#)

💬 スタッフのヒトリゴト 💬

昨夜（8/13）は、高松祭りの花火大会でしたね。私は、とても幸運なことに、自宅から花火を観賞することが出来るので、毎年人混みに出掛ける負担なく、楽しませて頂いております。

私の夏の、ちょっとした（大きな??）シアワセです♪



♡ LOVE のラブラブな実践 ♡

先日、あるセミナーをオンデマンドで視聴しましたが、今更ながら、「介護保険制度の下で仕事をしている方」と、「障害福祉サービスの下で仕事をしている方」の考え方が大きく異なるのは、制度的な違いも影響しているのかもしれないと感じました。

障がい福祉サービスは（勿論法制度・正当に認められた支給時間数の下で）、見守り（待機）・外出支援も含めた長時間のケアを受けている（逆の視点で見ればそれを提供している方）も多い。

一方介護保険制度は、ヘルパーによるサービス提供は、生活援助・身体介護と明確に目的が決められており、1回の利用時間は基本1時間に満たず、原則外出支援という考え方はない。もしも、長時間の見守り・支援が必要であれば（そういった制度もなくはないけれど、「ヘルパーだけ」というのではなく、ヘルパー、デイサービス、ショートステイという全ての在宅サービスをパッケージ化して利用する制度【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】を利用することになる）、基本的には施設入所を検討することになる。

そうすると、必然的に介護支援専門員さんはじめ、介護保険制度に基づいてサービス提供をする方々は、「時間内にサービス提供を完了させること」や、「契約の範囲（利用頻度・内容等）でのサービス提供」をより強く意識することになり、ともすれば「対人支援者の割に、事務的・サラリーマン的な対応ではないか!」と感じてしまうことがある…。当事業所代表自身、正直介護保険制度に基づいてお仕事をされている方に対しては、強い苦手意識（時に憤り）を感じてしまうことも多いのだけれど、そういった事情・背景もあるのかもしれないね…。

県内の福祉イベント案内 他♪

9月21日（日）14:00～15:30に、高松市生涯学習センターまなびCANにて、『認知症』について～身近な人が認知症になった際に使える制度を中心に～というテーマで、当事業所主催研修会を開催致します。詳細は下記URLをご確認頂き、ご都合等宜しければ是非ご参加下さいますよう、どうぞ宜しくお願い致します。

<https://lovesocialworker.com/?p=847>

発行 社会福祉士相談所 LOVE

住所 〒761-8071 香川県高松市伏石町1562番地 伏石ハイツ第1 201号

電話 090-7780-7565

メール you-19830818@outlook.jp

ホームページ <https://lovesocialworker.com/>

転載や拡散、配布大歓迎!!

来週号も乞うご期待♡